

# 国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間，休日，休暇等に関する規程

〔 2004年 4月 1日 〕  
規程第 10 号

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は，国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号）第35条の規定に基づき，職員の労働時間，休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項については，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

（学長の責務）

第3条 学長は，労働時間，休日，休暇等に関する事務の実施にあたっては，大学の円滑な運営に配慮するとともに，職員の健康及び福祉を考慮することにより，職員の適正な労働条件の確保に努めなければならない。

## 第2章 労働時間，休憩，休日

（所定労働時間）

第4条 職員の労働時間は，休憩時間を除き，1週間当たり38時間45分とする。

2 1日の労働時間は，7時間45分とする。

3 業務上の必要がある場合は，第1項及び第2項の規定にかかわらず，定められた期間を平均して1週間当たり38時間45分を超えない範囲で労働時間を割り振ることがある。

4 国立大学法人愛知教育大学育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業等規程」という。）第11条の2に規定する育児短時間勤務又は，育児・介護休業等規程第11条の3に規定する介護短時間勤務の適用を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」又は「介護短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの所定労働時間及び1日の労働時間は，当該短時間勤務の内容に従い，学長が個別に定める。

（始業及び終業の時刻等）

第5条 始業及び終業の時刻は，次のとおりとする。

一 始業 午前8時30分

二 終業 午後5時00分

2 職員は，出勤簿に押印するものとする。

3 業務上の必要がある場合は，第1項の規定にかかわらず，1日の労働時間が7時間45

分を超えない範囲で、始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することがある。

(休憩時間)

第6条 労働時間の途中に、45分の休憩時間を置く。ただし、育児短時間勤務職員又は介護短時間勤務職員については、1日の勤務時間が5時間以下の勤務日においては、休憩時間を置かない場合がある。

2 前項の休憩時間は、午後0時から午後0時45分までとする。

3 前条第1項の終業時刻を超えて勤務する場合の休憩時間は、前項の休憩時間のほか、午後5時から午後5時15分までの15分間とする。

4 大学は、一斉に休憩を与えるものとする。ただし、職員の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)との協定があるときはその限りでない。

5 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休息時間)

第7条 削除

(通常の勤務場所以外での勤務)

第8条 職員が出張等により事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間を労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

2 出張等を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに上司に復命するものとする。

(時間外・休日・深夜労働)

第9条 業務上の必要がある場合には、第4条の所定労働時間を超え、又は第12条の休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、過半数代表者との間で締結された協定による。

2 大学は、時間外又は休日の労働を命じたときは、所定の超過勤務手当又は休日給を支払う。

3 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が請求した場合には、第1項による時間外若しくは休日又は午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。

4 次に掲げる職員が請求した場合には、第1項後段の規定により時間外及び休日に労働させる場合においても、1ヶ月について24時間、1年について150時間を超えないものとする。

一 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

二 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者(以下「要介護状態にある家族」という。)を介護する職員

- ア 配偶者，父母もしくは子または配偶者の父母
  - イ 当該職員が同居し，かつ，扶養している祖父母，兄弟姉妹または孫
- 5 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は要介護状態にある家族を介護する職員が請求した場合には，業務の正常な運営に支障がある場合を除き，深夜に労働させることはない。
- 6 前3項の手続き等については，学長が定める。

(時間外労働における休憩時間)

第10条 前条第1項の規定により勤務を命じる場合に，1日の労働時間が8時間を超えるときは，1時間の休憩時間を労働時間の途中に置くものとする。

(非常災害時の勤務)

- 第11条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には，その必要の限度において，臨時に所定の労働時間を超えて，又は休日に労働を命ずることがある。
- 2 前項の勤務を命じる場合には，労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

(休日)

第12条 休日は，次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- 四 12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)
- 五 その他大学が指定する日

- 2 前項の規定によることが困難である職員については，学長が定める。
- 3 育児短時間勤務職員又は介護短時間勤務職員については，第1項各号に定める休日に加えて，月曜日から金曜日までのうちの当該短時間勤務の日以外とする。

(休日の振替)

- 第13条 前条に規定する休日に業務の都合上，勤務を命ずる必要がある場合には，あらかじめ所定の休日を他の日に振り替えることがある。
- 2 所定の休日に振替え勤務させた場合の振替日は，原則として当該週の労働日を指定するものとする。

(代休)

- 第14条 休日の振替ができない場合には，当該休日に代休を与えることができる。
- 2 前項による休日の代休は，当該休日の日以降に与えるものとする。
- 3 代休を与える場合の休日給は，別に定める国立大学法人愛知教育大学職員給与規程による。

### 第3章 勤務をしないことの承認

(勤務をしないことの承認)

第15条 職員は、次に掲げる場合、一定の時間につき勤務しないことの承認を受けることができる。

- 一 妊娠中の職員又は産後1年を経過しない職員が、母子健康法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合 必要な時間
- 二 妊娠中の職員が、保健指導等により休息又は補食するために必要な時間を請求した場合 必要な時間
- 三 妊娠中の職員が、保健指導等により通勤時の混雑を避けるように指導され、請求した場合 1日を通じて1時間の範囲内
- 四 職員が、大学が計画した定期健康診断を受診できなかった場合における学長が指定する医療機関での受診及び共済組合の実施する人間ドックを受診する場合(定期健康診断、人間ドックの再検査を含む。) 3日の範囲内
- 五 就業規則第2条の専任の教育職員うち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭が、修学旅行等の宿泊を伴う行事で、児童、生徒を引率した場合 1宿泊行事つき1日の範囲内
- 六 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の3に定める免許状更新講習を受講する場合 必要な時間

### 第4章 労働時間の特例

(短時間勤務)

第16条 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合には、育児短時間勤務の適用を受けることができる。

- 2 職員は、要介護状態にある家族の介護を必要とする場合には、介護短時間勤務の適用を受けることができる。
- 3 前2項の手続き等については、別に定める育児・介護休業等規程による。

(育児時間・介護時間)

第16条の2 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育又は要介護状態にある家族の介護を必要とする場合には、申し出ることにより、1日の所定労働時間において、2時間を超えない範囲内で、30分単位で労働時間を短縮することができる。

- 2 前項の規定により短縮された時間は、始業時及び終業時に30分単位で分割することができるものとする。
- 3 前2項の手続き等については、別に定める育児・介護休業等規程による。

(1ヶ月単位の変形労働時間制)

第17条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある職員については、第4条

及び第12条の規定にかかわらず、過半数代表者との協定により、1ヶ月（毎月1日から月末まで）の期間を平均し1週間の労働時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び労働時間を別に割振ることがある。

- 2 第1項に定める協定において、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が適用除外を請求した場合には適用しない。
- 3 育児短時間勤務若しくは育児時間又は介護短時間勤務若しくは介護時間が承認された職員については適用しない。

（1年単位の変形労働時間制）

第18条 業務に季節的な繁閑がある職員については、第4条及び第12条の規定にかかわらず、過半数代表者との協定により、対象期間の初日を起算日とし、休日及び労働時間を別に割振ることがある。

- 2 前項に規定する変形労働制の対象期間（以下「対象期間」という。）は、1ヶ月を超え1年以内とし、所定労働時間は、対象期間を平均して、1週間あたり38時間45分を超えない範囲とする。
- 3 対象期間の労働日数は、1年当たり280日を超えて定めることはない。
- 4 対象期間の所定労働時間は、1日10時間、1週52時間を超えて定めることはない。
- 5 対象期間における労働日は、連続して6日を超えて定めることはない。ただし、第1項に定める協定において、特に業務が繁忙な期間として定められた期間については、連続して12日まで定めることができる。
- 6 第1項に定める協定において、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が適用除外を請求した場合には適用しない。
- 7 育児短時間勤務若しくは育児時間又は介護短時間勤務若しくは介護時間が承認された職員については適用しない。
- 8 対象期間の途中で採用になった者及び転出並びに退職した職員については、労働させた期間を平均して1週間あたり38時間45分を超えた場合は、時間外労働とする。

（フレックスタイム制）

第19条 業務の都合上必要と認められる場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、過半数代表者との協定により、始業及び終業時刻をその職員の決定に委ねる勤務（以下「フレックスタイム制」という。）をとることがある。

- 2 フレックスタイム制における労働時間の清算期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月間とする。
- 3 清算期間における所定労働時間は、当該期間を平均して1週当たり38時間45分を超えない範囲内で、1日7時間45分に清算期間中の所定労働日数を乗じて得られた時間数とする。
- 4 1日の標準労働時間は、7時間45分とし、年次休暇、その他有給とする休暇については、各日については7時間45分労働したものとみなす。
- 5 フレックスタイム制における労働時間は、次のとおりとする。

始業時間帯 午前7時から午前10時まで

コアタイム 午前 10 時から午後 4 時まで

終業時間帯 午後 4 時から午後 7 時まで

休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで

- 6 職員は各日の実労働時間が所定労働時間に対し著しく過不足を生じないように努めなければならない。やむを得ず過不足が生じる場合にも、その時間は1ヶ月20時間を超えないようにしなければならない。
- 7 実労働時間が所定労働時間を超過したときは、大学は所定の超過勤務手当を支払うものとする。
- 8 実労働時間が所定労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算するものとする。
- 9 育児短時間勤務若しくは育児時間又は介護短時間勤務若しくは介護時間が承認された職員については適用しない。

#### ( 専門業務型裁量労働制 )

- 第20条 教授研究の業務に従事する者で主として研究に従事する者（教授，准教授，講師，助教）及び人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務に従事する者（助手，研究員）については、労使協定を締結し、専門業務型裁量労働制を適用することがある。
- 2 第4条の規定にかかわらず、前項の業務の遂行手段及び時間配分については職員の裁量に委ねるものとし、前項の職員が所定労働日に勤務した場合には、労使協定で定める時間労働したものとみなす。
  - 3 始業・終業時刻及び休憩時間は、事務系職員に適用される所定始業・終業時刻及び所定休憩時間を基本とする。ただし、業務の遂行に必要な始業・終業時刻及び休憩時間の変更は弾力的に運用するものとし、始業・終業時刻及び休憩時間は専門業務型裁量労働制が適用される職員の裁量によるものとする。
  - 4 休日は、第12条の定めによるものとする。
  - 5 専門業務型裁量労働制が適用される職員が、休日又は深夜に労働する場合はあらかじめ、所属長の許可を受けなければならない
  - 6 前項により、許可を受けて休日又は深夜に労働した場合においては、大学は所定の休日給又は超過勤務手当を支払うものとする。
  - 7 第1項に定める協定において、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が適用除外を請求した場合には適用しない。
  - 8 育児短時間勤務若しくは育児時間又は介護短時間勤務若しくは介護時間が承認された職員については適用しない。

## 第5章 休暇

#### ( 休暇の種類 )

- 第21条 職員の休暇は、年次休暇，病気休暇及び特別休暇とする。
- 2 前項に規定する休暇は、有給とする。

(年次休暇)

第22条 年次休暇は、1の年(1月1日からその年の12月31日まで)ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員又は介護短時間勤務職員にあっては、20日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数)

二 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となった者(国家公務員等から引き続き職員となった者を除く。)は、その年の在職期間に応じ、別表1の日数欄に掲げる日数

三 人事交流等により、国家公務員等から引き続き職員となった者は、20日に当該異動の年の前年の年次休暇に相当する休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合は20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じた日数(当該日数が、異動の年の在職期間に応じた別表1の日数欄に掲げる日数に満たない場合にあつてはその日数)

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものは除く。)は、20日を限度として、翌年に繰り越すことができる。

3 年次休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、職員の請求する時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

4 年次休暇の単位は、1日又は半日とする。

(病気休暇)

第23条 病気休暇は、職員が負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合又は生理日における勤務が著しく困難である女性職員から請求があつた場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

3 病気休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

(特別休暇)

第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員から申し出があつた場合における休暇とする。

2 前項に規定する特別休暇の事由及び期間等については、学長が定める。

3 特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

## 第6章 その他

(実施に関し必要な事項)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により職員となった者にかかる休暇等については、この規程によるものとみなす。

附 則（2005年規程第8号）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年規程第37号）

この規程は、2005年7月4日から施行する。

附 則（2006年規程第12号）

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年規程第54号）

この規程は、2006年8月21日から施行する。

附 則（2007年規程第13号）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2008年規程第32号）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年規程第39号）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年規程第100号）

この規程は、2008年10月22日から施行する。

附 則（2009年規程第15号）

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年規程第33号）

この規程は、2009年7月1日から施行する。

附 則（2010年規程第59号）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

別表1（第22条第1項第2号及び第3号）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日

9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日